

学校いじめ防止基本方針

平成30年4月

国東市立安岐小学校

目 次

- 1 学校いじめ防止基本方針
- 2 いじめとは
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめに対する基本的な考え方
 - ①いじめの防止
 - ②早期発見
 - ③いじめに対する措置
 - (3) いじめの集団構造と態様
- 3 いじめ防止の基本的な方向と取組
 - (1) 指導体制、組織体制～いじめ対策委員会の設置～
 - ①組織が担う役割の具体的な例
 - ②組織構成の考え方
 - ③特定の教員で抱え込まない仕組みづくり
 - ④PDCAサイクル・取組検証
 - (2) 年間指導計画
- 4 いじめ防止の措置
 - (1) いじめの予防
 - ①仲間づくり、絆づくり
 - ②教師の基本姿勢
 - ③落ち着いた生活環境
 - ④魅力的な授業・学級経営
 - ⑤保護者との信頼関係
 - (2) 早期発見
 - ①子どもたちが出すサイン
 - ②早期発見のための手立て
 - (3) いじめの対応
 - ①いじめられている子どもへの対応
 - ②いじめている子どもへの対応
 - ③友人、知人（傍観者）への対応
 - ④保護者及び関係機関との連携
- 5 ネットいじめへの対応
 - (1) ネット上のいじめ
 - (2) ネット上のいじめが発見された場合の対応
- 6 重大事態への対応
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 学校の設置者に重大事態の発生を報告
 - (3) 重大事態への対応の流れ

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題であり、子どもたちの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであり、子どもたちの力だけでは解決が難しい問題でもある。いじめ問題を解決していくためには、未然防止、早期発見、迅速かつ的確に取り組むことが重要である。子どもたちを健やかな成長へと導くことは、私たち教職員の責務である。いじめ防止等に関する措置を実行するため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめ防止対策推進法)

(2) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、子どもが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から的確に関わりを持って、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的(月末)なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害子どもを守り通すとともに、加害子どもに対しては、当該子どもの人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力・関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(3)いじめの集団構造と態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ， 集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止の基本的な方向と取組

(1)指導体制、組織体制 ～いじめ対策委員会の設置～

いじめ防止等対策の組織(いじめ対策委員会)を生徒指導プロジェクト(管理職、養護教諭を含む)内に置き、必要に応じ担任教諭等を構成員とする。

①組織が担う役割の具体的な例

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有，関係のある子どもへの事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

②組織構成の考え方

- ・ いじめの防止や早期発見、いじめへの対処の中核となる組織として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定。また、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。
- ・ 「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の既存の組織を活用して法律に基づく組織として機能させることも可能とする。
- ・ 適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう工夫する（全体会とその下の部会等に役割を分けておくなど）。

③特定の教員で抱え込まない仕組みづくり

- ・ いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要。教職員は、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。
- ・ 当該組織に集められた情報は整理して記録し、情報の集約と共有化を図る。
- ・ 毎週月曜日に開催される職員暮会において気になる子の共通理解を行い、未然防止や全職員によ

る指導が徹底できるようにする。

④PDCAサイクル・取組検証

- ・ 当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直しや取組状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画を見直す。

(2)年間指導計画

	年間指導計画	教職員研修等
4月	始業式 仲間づくり アンケート調査	年度始めの打合せ、取組の確認
5月	修学旅行 アンケート調査	研修会 配慮が必要な子どもの情報交流
6月	なかよし集会 アンケート調査 QUテスト(5・6年)	配慮が必要な子どもの情報交流
7月	QUテスト結果の分析 人権学習、防災訓練 アンケート調査	1学期の振り返りと2学期の準備 配慮が必要な子どもの情報交流
8月	平和学習 QUテストを受けての全員個人面談	生徒指導研修 QUテストに関する共有会議・
9月	運動会 アンケート調査	配慮が必要な子どもの情報交流
10月	アンケート調査・QUテスト(5・6年) なかよし集会	配慮が必要な子どもの情報交流
11月	QUテスト結果の分析・アンケート調査	研修会 配慮が必要な子どもの情報交流
12月	QUテストを受けての全員個人面談 アンケート調査	QUテストに関する共有会議 2学期の振り返りと3学期の準備 配慮が必要な子どもの情報交流
1月	始業式 アンケート調査	配慮が必要な子どもの情報交流
2月	アンケート調査	研修会 配慮が必要な子どもの情報交流
3月	アンケート調査 卒業式、修了式	1年間の振り返りと次年度の準備・引継ぎ

4 いじめ防止の措置

(1)いじめの予防

①仲間づくり、絆づくり

教職員一人ひとりが、道徳の時間や学級活動はもちろんのこと、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心を育み、いじめを許さない学級・学校づくりを行う。

②教師の基本姿勢

いじめには学級をはじめとした集団の状態が強く影響している。学級づくりの中心的役割を担う担任教師の役割が極めて重要である。教師自身の言動も含めて、子どもへの接し方は適切であるかを振り返らなければならない。

③落ち着いた生活環境

いじめが起こりやすい学級は、ルールが不明確で、当事者だけでなく、全体の規範意識が低下している傾向がある。学級のルールやしていいことと悪いこと等の基準を、子どもにわかりやすく示さなければならない。

④どの子どもにもわかる授業・学級経営

学校生活が安定し、充実したものになれば、いじめは起こりにくくなる。そのためには、学校生活の中心とも言える授業がどの子どもにとってもわかりやすく、また、どの子どもも活躍できる場とならなければならない。また、教科の目標達成の手だて以外にも、子ども同士の人間関係を豊かにする工夫を、日々の授業や学級経営の中に盛り込むようにする。

⑤保護者との信頼関係

いじめる側の子どもたちの中には、保護者から十分な愛情を注がれていないケースもある。積極的に保護者との信頼関係づくりに努め、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補い合いながら、いじめの予防に取り組まなければならない。

(2)早期発見

①子どもたちが出すサイン

【登下校時・朝の会等】

- ・ 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- ・ 表情が暗く、どことなく元気がない。
- ・ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ・ 教師と視線を合わせようとしない。

【授業時間】

- ・ 身体の不調を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- ・ よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- ・ 特定の子が発言すると、ふざけた反応や冷やかしの声がかかる。
- ・ 机や教科書、ノートなどに落書きが目立つ。

【給食時や休み時間】

- ・ 食事量が減る（食べない）。
- ・ ポツンと一人で食事をしている。
- ・ 休み時間一人でいることが多くなる。
- ・ 保健室や図書室などにいることが多く、職員室のまわりをうろうろしている。
- ・ 他の学級の友人と過ごすことが目立つ。

【その他生活全般】

- ・ 元気がない。
- ・ 持ち物を隠される。
- ・ 他の子から強い口調で、呼び捨てにされたり、あだ名で呼ばれたりする。
- ・ 頻繁にお金を持ち出す。
- ・ 顔や身体にあざがある。

②早期発見のための手立て

i) 観察

授業だけでなく、休み時間等にも声をかけて、子どもの様子に注意をはらう。また、日常の日記や日誌等を通して子どもの理解に努める。

ii) 情報収集

定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの情報を積極

的に収集する。また、学校の相談窓口（教頭など）を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする工夫をする。毎週月曜日に開催される職員暮会において気になる子の共通理解を行い、未然防止や全職員による指導が徹底できるようにする。

iii) アンケート調査等

毎月「いじめに関するアンケート調査」を実施したり、いじめ予防のための教職員意識調査を活用したりするなど、子どもの状況や教職員の指導方法を客観的に把握する。

(3) いじめの対応

① いじめられている子どもへの対応

いじめられた子どもから、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている子どもにも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、子どもの個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた子どもや保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、対象の子どもの見守りを行うなど、いじめられた子どもの安全を確保する。

あわせて、いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつくる。いじめられた子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた子どもを別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

② いじめている子どもへの対応

いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた子どもへの指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、対象の子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。子どもの個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、子どもに対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて

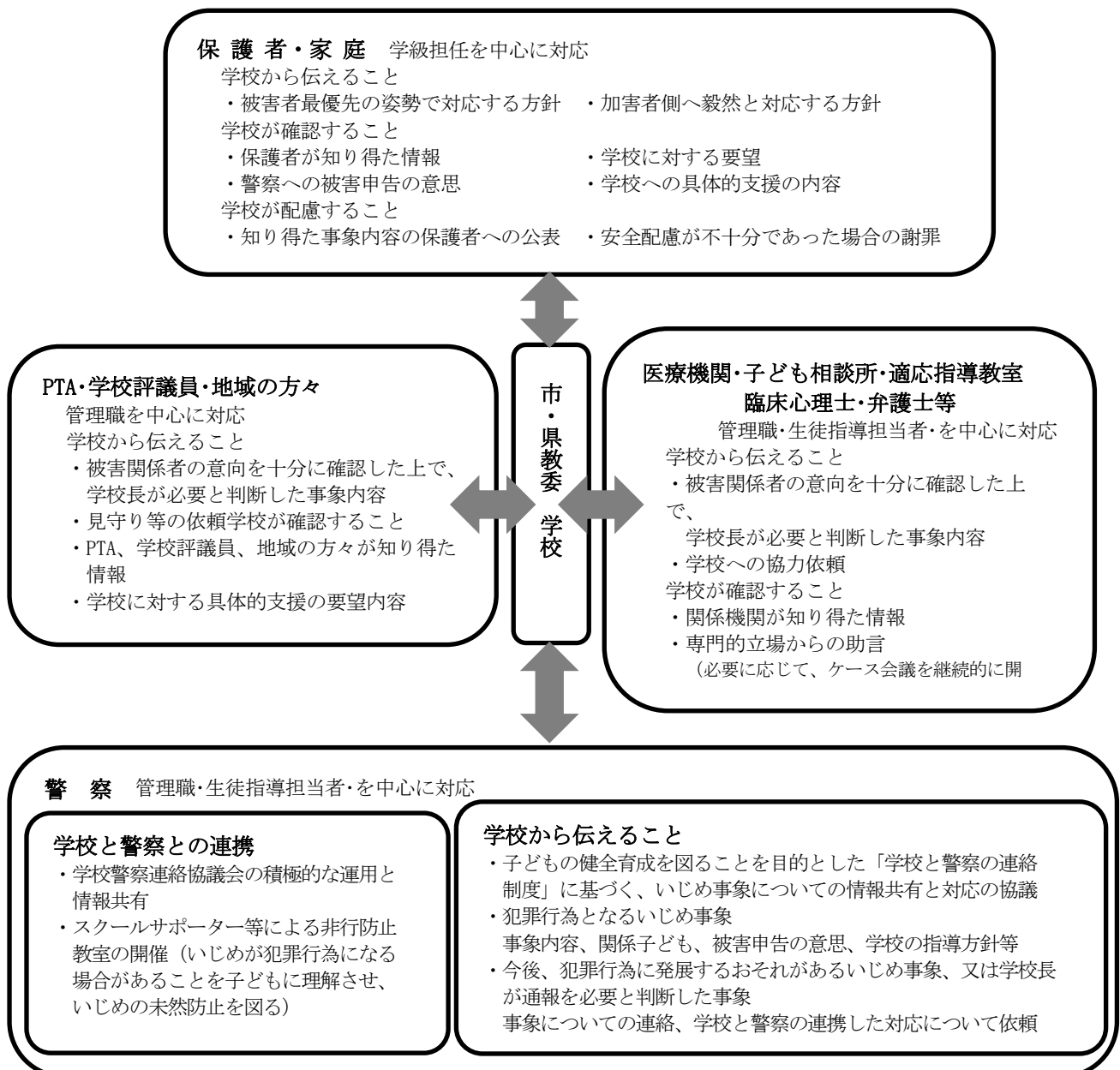
一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもが自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

③友人、知人（傍観者）への対応

いじめを見ていた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた子どもに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害の子どもによる謝罪のみで終わるものではなく、被害の子どもと加害の子どもを始めとする他の子どもとの関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての子どもが集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

④保護者及び関係機関との連携



5 ネットいじめへの対応

(1) ネット上のいじめ

- ① 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④ 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

(2) ネット上のいじめが発見された場合の対応

① 子どもへの対応

【被害子どもへの対応】

きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。

【加害子どもへの対応】

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

【全校の子どもへの対応】

個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校の子どもへの指導を行う。

② 保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

③ 書き込みのサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 子どもが自殺を企画した場合
- 身体に重大な損傷を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

○年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。

※子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（子どもが自殺を企図した場合等）
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

③ 子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

(3) 重大事態への対応の流れ

○いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録・共有

○いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

【学校が調査主体となる場合】

学校の下に、重大事態の調査組織を設置

○組織の構成（公平性・中立性の確保）

校長・教頭・生徒指導担当教員・養護教諭・関係教諭 + 弁護士・医師・教育委員会

◇調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ・ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◇調査結果を学校の設置者に報告（校長→設置者→地方公共団体の長等に報告）

- ・ いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○調査方針・方法等の決定

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

○調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）

○関係者の個人情報に十分配慮。

◇いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 得られたアンケートは、いじめられた子どもや保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

いじめ解決への指導・支援方針の決定、指導体制の確立

○指導・支援の対象、具体的手立て

○継続指導・経過観察

○事態収束の判断（被害者がいじめの解消を自覚し、関係子どもとの関係が良好となっている）

※必要に応じて、教育委員会・警察・福祉関係・医療関係との連携を行う。